

病院局使用料・手数料改定等

(単位：百万円)

番号	事 項 名	概 要	実施 時期	改定 見込額
1	市立病院初診料 加算額	地域の医療機関との機能分担及び連携をさらに推進するため、東部医療センター及び西部医療センターの初診料加算額を変更（条例改正予定） 東部医療センター 医科 （現行）（28年10月から）（29年4月から） 1,000 → 3,000 → 5,000円／回 歯科 （現行）（28年10月から）（29年4月から） 1,000 → 1,800 → 3,000円／回 西部医療センター 医科 （現行）（28年10月から） 1,000 → 5,000円／回 歯科 （現行）（28年10月から） 1,000 → 3,000円／回	28年10月	18
2	市立病院再診料 加算額（新設）	地域の医療機関との機能分担及び連携をさらに推進するため、東部医療センター及び西部医療センターの再診料加算額を設定（条例改正予定） 東部医療センター 医科 （28年10月から）（29年4月から） 1,500 → 2,500円／回 歯科 （28年10月から）（29年4月から） 900 → 1,500円／回 西部医療センター 医科 （28年10月から） 2,500円／回 歯科 （28年10月から） 1,500円／回	28年10月	—